



1 地 業 工 事	1 支持地盤 2 既製コンクリート杭 3. 鋼杭地盤	1 地 業 工 事 4 場所打ち 5 地盤改良 6 置換コンクリート地盤	試験杭 試験杭の位置、本数及び寸法 ・図示による	(4.2.2)	1 地 業 工 事	7 液状化対策 8 砂利地業 9 梱でコンクリート 10 床下防湿層	工法 ・( ) 仕様、範囲、計測、試験等 ・図示による	
			杭の材料 ・図示による	(4.4.3)	材料 ※再生クラッシュラン ・切込砂利及び切込碎石	(4.6.2)		
			溶接材料 ・標準仕様書7.2.5による		厚さ、幅及び使用範囲 ・地業 幅(mm) 割り石 フーチング各外面より+150 砂利(碎石) フーチング各外面より+150	(4.6.3)		
			施工方法 ・標準仕様書4.3.5による		コンクリートの仕様 ※無筋コンクリートによる (4.6.4)(6.14.1~3) (6.14.1~3)			
			杭の精度 ・水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4以内かつ100mm以下 ・杭の傾斜 ・1/100以内 ・評定条件又は設定条件による	(4.4.4)	セメントの種類 ・高炉セメントB種 ・( ) (6.3.2)			
			杭の現場継手 ・溶接継手 形状 ・JIS A 5525による 溶接材料 ・標仕 7.2.5(1)(2)による 溶接部の確認方法 ・標仕 7.6.10による 抜き取り率 ・全数 ・無溶接継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法 ※審査(評定又は大臣認定)を受けた工法 検査 ※審査(評定又は大臣認定)により定められた項目 施工 ※審査(評定又は大臣認定)された施工管理基準による	(4.4.5) (4.4.3)(7.2.5)	厚さ、幅及び使用範囲 ・部位 幅(mm) 基礎 フーチング各外面より+100 地中ぼり フーチング各外面より+100	(4.6.4)		
			杭頭の処理(切断方法) ・処理しない(切断しない) ・処理する ・処理方法(切断及び補強方法) ・図示による	(4.4.6)	施工範囲 ・建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) ・( )	(4.6.5)		
			杭頭の中詰め材料 ・基礎のコンクリートと同調合のもの		材料 ・ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上 ( )			
			杭先端部形状 ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形 ・( )		防湿層の位置 ・図示による ( )			
			施工方法 ・打込み工法(油圧ハンマー・ディーゼルハンマー) ・プレボーリングの併用 ・行ない 掘削深さ及び径 ・図示による ・行わない 打込杭推定支持力の算定 ・図示による 杭の精度 ・水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 ・1/100以内 ・( ) ・セメントミルク工法 アースオーガの支持地盤への掘削深さ ・1.5m程度 ・( ) 杭の支持地盤への根入れ深さ ・1.0m以上 ・( ) 杭の精度 ・水平方向の位置 ・杭径の1/4かつ100mm以下 ・( ) ・杭の傾斜 ・1/100以内 ・( ) ・特定埋込杭工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力で $\alpha = 250$ を採用できる工法 ・上記以外の特定埋込杭工法 ・( ) 工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・( ) 杭周固定液 ・使用する ・使用しない 杭の精度 ・水平方向の位置 ・杭径の1/4かつ100mm以下 ・( ) 杭の傾斜 ・1/100以内 ・( ) 杭継手工法 ・アーク溶接継手 ・標仕 4.3.6による 溶接材料 ・標仕 7.2.5(1)(2)による ・無溶接継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法 ※審査(評定又は大臣認定)を受けた工法 検査 ※審査(評定又は大臣認定)により定められた項目 施工 ※審査(評定又は大臣認定)された施工管理基準による		主筋の種類 種類の記号 ・SD295 ・SD345 ・( ) 呼び名(mm) ・D10 ・D10 ・D13 ・D13 ・D16 ・D16 備考 ( )	(5.2.1)(表5.2.1)		
			杭頭の処理(切断方法) ・処理しない(切断しない) ・処理する ・処理方法(切断及び補強方法) ・図示による		形状等 ・種類 ・溶接金網 ・鉄筋格子	(5.2.2)		
			杭頭の中詰め材料 ・基礎のコンクリートと同調合のもの		継手方法等 ・部位 柱、梁の主筋 耐力壁の鉄筋 その他の鉄筋( )	(5.3.4)(5.5.2)		
			杭径、長さ、仕様等 ・図示による 材料その他 ・帶筋 ・図示による 鉄筋の最小かぶり厚さ ・図示による セメントの種類 ・高炉セメントB種 ・A種 ・B種 ・( ) ・審査(評定又は大臣認定)された内容による コンクリートの設計基準強度 ・( )N/mm <sup>2</sup> 構造体強度補正値(S) ・3N/mm <sup>2</sup> ・審査(評定又は大臣認定)された内容による 掘削工法 ・アースドリル工法 ・安定液 ・リバース工法 ・オールケーシング工法 ・孔内の水張り ・行ない 併用する工法 ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 ・鋼管巻き材 ・SKK400 ・SKK490 ・( ) ・拡底杭工法 ・( ) ・安定液 ・使用する ・使用しない 試験杭 試験杭の施工 ※本杭の施工に先立ち行う 試験杭の位置、本数 ※最初の一一本 ・図示による 孔壁測定 ・行ない 測定方法、測定箇所は図示による ・行わない 杭の精度 ・水平方向の位置ずれ ・100mm以下 ・1/200以内 ・( ) 工法 ・浅層混合処理工法 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による 長期設計支持力 ・( )kN/m <sup>2</sup> ・( ) ・深層混合処理工法 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による 長期設計支持力 ・( )kN/m <sup>2</sup> ・( ) 形状、支持地盤、仕様 ・図示による 長期設計支持力 ・( )kN/m <sup>2</sup> ・( ) セメントの種類 ・高炉セメントB種 ・( ) コンクリートの設計基準強度 ・( )N/mm <sup>2</sup> 構造体強度補正値(S)= ・( )N/mm <sup>2</sup>		主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ※図示による 継手位置図 ※図示による 鉄筋の定着方法 ※図示による 鉄筋の定着長さ ※図示による ・( ) 最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う) ※図示による 柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 ・有り ・適用箇所( ) 最小かぶり厚さ ・鉄筋径の1.5倍以上 ・( ) ・無し 軽量コンクリートで土に接する部分 ・無し ・有り ・適用箇所( ) ・( ) 耐久性上不利な部分(塗装等を受けるおそれのある部分等) ・無し ・有り ・適用箇所( ) ・( ) ・( ) 鉄筋相互のあき(特殊な鉄筋を除く) ・( ) ・( ) ・( ) ・( ) ・機械式継手 使用箇所 ・( ) 性能(H12建告第1463号に適合するもの) ・A級 ・機械式継手の種類 ・鉄筋相互のあき ・( ) ・( ) ・( ) ・品質の確認方法 ・( ) ・( ) ・不良となった継手の修正方法等 ・( ) ・( ) ・溶接継手 使用箇所 ・( ) 性能(H12建告第1463号に適合するもの) ・A級 ・溶接継手の工法 ・( ) 鉄筋相互のあき ・( ) ・( ) ・( ) ・品質の確認方法 ・( ) ・( ) ・不良となった継手の修正方法等 ・( ) ・( )	(5.3.4) (5.3.4) (5.3.4) (5.3.5) (5.3.5) (5.3.5) (5.5.2) (5.5.2) (5.5.2) (5.5.2) (5.5.2) (5.6.3) (5.6.3) (5.6.3) (5.6.3)		
			杭頭処理 ※県:第2編4.3.8]による 杭頭補強用コンクリート型枠 ・( ) 杭頭補強 ※県:第2編図4.3.1~4.3.2]による 寸法、継手、性能等 ・( ) 種類 杭径 (mm) 杭長 (mm) 継手数 長期設計支持力 (kN/本) 備考	(4.2.2)(4.4.3)	建築士事務所名	工事名称		
			福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△1-1		設計者氏名	印	図面名称	
			設計年:令和〇〇年〇〇月			建築工事特記仕様書(1)	図面番号	

2 筋工事	7 各部配筋	各部配筋 ※ 図示による ・ ( )	(5.3.7)	4 筋工事	1 鉄骨製作工場	鉄骨製作工場の加工能力 (7.1.3) ※建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた (株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(日(社)全国鋼構工業協会)の 「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を 受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ S ・ H ・ M ・ R ・ J グレード ・ 監督員の承諾する工場(標示 7.1.1 以外の適用範囲に限る。) ・ 適用する ・ 適用しない 3 鋼材	4 筋工事	15 鉄骨の製作精度	※標示 7.3.3による 溶接すれ及び食い違い ・ 溶接部はH12建告示1464号第二号イ(1)(2)に規定する仕様を満足すること ・ 溶接すれ及び食い違いはH12建告示1464号第二号イ(1)(2)に規定する ただし書きの計算確認有り。 ・ 図示による ・ ( )	(7.3.3)
	8 圧接完了後の試験	外観試験 ※ 行う (全数)	(5.4.10)		16 鉄骨の仮組	仮組を行う範囲 ※ 図示による ・ ( )	16 鉄骨の仮組	17 溶接技能者の技量付加試験	確認方法、確認項目 ※ 図示による ・ ( )	(7.3.10)
	9 帯筋	組立の形の種別 ※ 図示による			18 溶接接合	試験の要領及び試験を要する溶接箇所 ※ 図示による ・ ( )	18 溶接接合	開先の形状 スカラップの形状 エンドタブの切除する部分	※ 図示による ・ ( )	(7.6.3)
	10 最上階柱頭補強	補強方法 ※ 図示による			19 現場溶接の有無	開先の形状 スカラップの形状 エンドタブの切除する部分	19 現場溶接の有無	・ 全て ・ 見え掛り部となる部分 ・ 切除する部分なし ・ ( )	・ ( )	(7.6.4)
	11 片持ちスラブの出隅部の補強筋 (出隅受け部分の補強筋を含む)	補強方法 ※ 図示による			20 入熱、バス間温度溶接条件	溶接部の余盛り高さ ・ 無し ・ 有り ・ ( )	20 入熱、バス間温度溶接条件	・ ( )	・ ( )	(7.6.7)
	12 壁開口部の補強	一般壁 ※ 図示による			21 溶接部の試験	鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件 ・ 図示による ・ ( )	21 溶接部の試験	・ ( )	・ ( )	(7.6.7)
	13 梁貫通孔の補強	耐震壁 ※ 図示による			完全溶込み部の超音波探傷試験 ・ 行わない ※ 行う	・ ( )	完全溶込み部の超音波探傷試験 ・ 行わない ※ 行う	・ ( )	・ ( )	(7.6.12)(表7.6.2~4)
	14 基礎梁主筋の継手	補強形式 ※ 図示による			22 鑄止め塗装	・ 工事現場溶接の場合 ・ 全数検査 ・ 計数連続生産型抜取検査 AOQL(%) ・ ( )	22 鑄止め塗装	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	15 機械吊上げ用フック	補強種別 ※ 図示による			23 耐火被覆	塗料の種別 ・ 鉄鋼面の錆止め塗料 屋外 ・ 標示 18.3.2 表18.3.1( )種 ・ ( )	23 耐火被覆	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	16 基礎梁主筋の継手	梁貫通孔径(部材記号含む)及び配筋種別リスト ※ 図示による			24 アンカーボルトの保持及び埋込み工法	屋内 ・ 標示 18.3.2 表18.3.1( )種 ・ ( )	24 アンカーボルトの保持及び埋込み工法	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	17 機械吊上げ用フック	種別 ※ 図示による			25 軽量形鋼構造	・ ( )	25 軽量形鋼構造	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
3 コンクリート工事	1 コンクリートの種類及び強度	普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	(6.2.2)		26 溶融亜鉛めっき	・ ( )	26 溶融亜鉛めっき	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	2 レディーミックスコンクリートの種類別	普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度 適用箇所 ・ 24 ・ ( )	(6.2.2)		27 梁貫通孔の補強	・ ( )	27 梁貫通孔の補強	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	3 セメント	種類 ※ I 種 ・ II 種	(6.2.1)(表6.2.1)		28 その他	・ ( )	28 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	4 骨材	アルカリシリカ反応性による区分 ・ A ・ B	(6.3.1)		29 施工	・ ( )	29 施工	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	5 軽量コンクリート	種類 ・ 1種 ・ 2種	(6.10.1)(表6.10.1)		30 その他	・ ( )	30 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	6 無筋コンクリート	適用箇所 ・ 標示 6.14.1(4)による箇所 ・ 標示 6.14.1(4)以外の箇所 ・ ( )	(6.14.1)		31 その他	・ ( )	31 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	7 ひび割れ誘発目地打設目地	設計基準強度 ・ ( )	(6.14.1)		32 その他	・ ( )	32 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	8 コンクリート仕上り	部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値 ・ 標示 6.2.3による 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ※ コンクリートの打放し仕上げ種別と適用箇所は図示による	(6.2.5)(表6.2.3)		33 その他	・ ( )	33 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	9 打増し厚さ(打放し仕上げ部)	打増し厚さ(仕上げ塗装、塗装等の仕上げを行なう部分を含む) ・ ( ) 打放し仕上げ(仕上塗装、塗装等の仕上げを行なう部分を含む)の打増し厚さ (内部に面する部分に限る) ・ ( ) 外壁タイル張りで、MCR工法又は目荒らし(高压水洗)工法を行なう場合は外部側に 20mmの打増しを行なう	(6.8.1)		34 その他	・ ( )	34 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	10 型枠	せき板の材料 ・ 合板(国産材) ・ ( ) せき板の厚さ ・ 12mm ・ ( )	(6.8.2)		35 その他	・ ( )	35 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	11 圧縮強度試験	断熱材の兼用 ・ 行う ・ 行わない スリープの材種 ※ 標示 6.8.2(9)(4)及び表6.8.1による	(6.8.1)		36 その他	・ ( )	36 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	12 その他	公的機関でコンクリートの材齢28日圧縮強度試験を行う建築物・その部位等 建築物名 ・ 部位 ・ ( )			37 その他	・ ( )	37 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	13 その他	・ ( )			38 その他	・ ( )	38 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	14 その他	・ ( )			39 その他	・ ( )	39 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)
	15 その他	・ ( )			40 その他	・ ( )	40 その他	・ ( )	・ ( )	(7.8.4)(18.3.2)





金属工事	1 あと施工アンカーの確認試験	(14.1.3(1))による確認試験を行う。  (14.1.3)	14 建具工事	1 アルミニウム製建具	(16.2.2)(16.2.4)(16.2.5)(表16.2.1) 性能等級 外部に面する建具 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 防音ドアセット、防音サッシ ・ 適用する 遮音性の等級( ) ・ 適用しない 断熱ドアセット、断熱サッシ ・ 適用する 断熱性の等級( ) ・ 適用しない 耐震ドアセット ・ 適用する 面内変形追随性の等級( ) ・ 適用しない	14 建具工事	8 建具用金物	標準型建具 ・ マスターキー ※製作する (※新規・既存にあわせる) ・製作しない ※シリンダー箱錠 ※レバーハンドル ※ドアクローザー
	2 鉄鋼の亜鉛めっき	表面処理方法 種別 施工箇所(手すり、タラップ以外) ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種						
	3 軽量鉄骨天井下地	野縫等の種類 屋外(※25形・19形) 屋内(※19形・25形) ・ 屋外の軒天井、ピロティ天井等 工法 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の・1・1.15・1.3) 倍の風圧力に対応した工法 ・ 適用しない 野縫受、吊りボルト及びインサートの間隔 ※900程度 ( ) 周辺部の端からの間隔 ※図示による ( ) 野縫の間隔 ※300程度 ( ) ・補強 ※図示による ( ) ・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合 補強方法 ※図示による ( ) ・天井のあとごろが1.5m以上3.0m以下の場合 補強方法 ※図示による ( ) ・天井のあとごろが3.0mを超える場合 補強方法 ※図示による ( ) ・天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※図示による ( ) 補強方法 ※図示による ( )		2 網戸等	枠の見込み寸法 建具表による 表面処理 外部に面する建具 ・ BA-1種 ・ BA-2種 ・ BB-1種 ・ BB-2種 ( ) 皮膜等の種類(※標仕表14.2.1による) 着色 ( ) 屋内の建具 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ( ) 皮膜等の種類(※標仕表14.2.1による) 着色 ( ) 結露水の処理方法 ※図示による ( ) 水切り板、ぜん板 ※図示による ( )			
	4 軽量鉄骨壁下地	スタッド、ランナーの種類 (表14.5.1)(表14.5.1) (表14.5.1)によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※図示による ( )		3 樹脂製建具	(16.2.3) 種類 材種 線径 線目 ・ 防虫網 ※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製 ・ 防鳥網 ステンレス(SUS304)網材 1.5mm 線目寸法15mm			
	5 金属成形板張り	材種 ・アルミニウム ( ) 製法 ※押出し・プレス・ロール 寸法 板幅※100 ( ) 板厚※1.0 ( )		4 鋼製建具	性能等級 外部に面する建具 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 防音ドアセット、防音サッシ ・ 適用する 遮音性の等級(-T-1・T-2) ・ 適用しない 断熱ドアセット、断熱サッシ ・ 適用する 断熱性の等級(-H-4・H-5・H-6) 耐震ドアセット ・ 適用する 面内変形追随性の等級( ) ・ 適用しない		9 鍵箱	標準型建具以外の建具 ・ マスターキー ※製作する (※新規・既存にあわせる) ・製作しない ※シリンダー箱錠 ※レバーハンドル グレモン錠 ・ 握り玉 ・ 本締め錠 空錠 ※レバーハンドル ・ 握り玉 グレモン錠 ・ 点検口錠 (平面ハンドル錠) ・ 非常錠 ( ) ・ ピボットビンジ ・ フロアビンジ ・ ヒンジクローザー (丁番形) ・ ヒンジクローザー (ビボット形) ・ ドアクローザー ・ 閉鎖順位調整器 ・ 押棒、押板 ・ アームストッパー ・ クレセント ・ 排煙オペレーター ・ レール
	6 アルミニウム製笠木	部材の種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・ ・板折り曲げ形 (本体幅 mm) 板厚(mm) ( )		5 鋼製軽量建具	性能等級 簡易気密型 ・ 適用する ・ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・ S-4 ・ S-5 防音ドアセット、防音サッシ ・ 適用する 遮音性の等級( ) ・ 適用しない 断熱ドアセット、断熱サッシ ・ 適用する 断熱性の等級( ) ・ 適用しない 耐震ドアセット ・ 適用する 面内変形追随性の等級( ) ・ 適用しない		10 自動ドア開閉機構	自動ドア 性能 防錆 センサーの種類 凍結防止 ・ SSLD-1 ※標仕表16.9.1 ・ SSLD-2 による ・ DSDL-1 ( ) ・ DSDL-2 ( ) ・ 図示による ( ) ・ 行う (適用箇所は建具表による) 補助ヒンジ ※光電スイッチ1組 工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む。
	7	表面処理の種類 ※標仕表14.2.1による ( ) 被膜等の種類 ※標仕表14.2.1による ( ) 着色 ( )		6 ステンレス製建具	(16.2.2)(16.4.2)(16.6.2~4) 性能等級 簡易気密型 ・ 適用する ・ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・ S-4 ・ S-5 防音ドアセット、防音サッシ ・ 適用する 遮音性の等級( ) ・ 適用しない 断熱ドアセット、断熱サッシ ・ 適用する 断熱性の等級( ) ・ 適用しない 耐震ドアセット ・ 適用する 面内変形追随性の等級( ) ・ 適用しない		11 自開式上吊り引戸装置	性能 ※標仕表16.10.1による (16.10.2~3)(表16.10.1)
	8	表面処理の種類 ※標仕表14.2.1による ( ) 被膜等の種類 ※標仕表14.2.1による ( ) 着色 ( )		7 木製建具	(16.2.2)(16.5.2~4) 性能等級 簡易気密型 ・ 適用する ・ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・ S-4 ・ S-5 防音ドアセット、防音サッシ ・ 適用する 遮音性の等級( ) ・ 適用しない 断熱ドアセット、断熱サッシ ・ 適用する 断熱性の等級( ) ・ 適用しない 耐震ドアセット ・ 適用する 面内変形追随性の等級( ) ・ 適用しない		12 重量シャッター	(16.11.2~4)(表16.11.1) 種類 シャッターケース 耐風圧強度(N/m²) 開閉形式 備考 ・ 一般重量 ・設ける ・ 50 ※上部電動式 (手動併用) ・ 外壁用防火 シャッター ・ 120 ・ 上部手動式 ・ 屋内用防火 シャッター ・ ( ) ・ 屋内用防煙 シャッター ・ ( ) ・ シャッターの二段階下方式
	9	内壁目地部の形状 ※V形目地付き ( ) (15.6.4)		13 軽量シャッター	スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・ JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板) ・ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板) めっきの付着量 ※Z12又はF12 ( ) 電動式の場合の電源 三相200V、75kw以下(過電流保護装置付) 工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次配線は本工事に含む。			
	10	種別 ・ A種 ・ B種 (仕上材塗り:EP-G ※B種・A種) (15.7.2)		14	開閉形式 シャッターケース 耐風圧強度(N/m²) ・ 手動式 ※設ける ・ 50 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 65 ・ 80			
	11	種類 色 彩 吹付け厚さ (15.12.2~4) ・ 一般用 ( ) ・ 着色 原色 10 15 20 25		15	スラットの材質 めっき量 ・ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板) ※Z06又はF06 ・ JIS G 3322(塗装溶融55%アルミニウム -亜鉛合金めっき鋼板) ※AZ90			
	12	ALCパネルの場合の下地処理		16	スラットの形状 ガイドレール・座金の材質 ※インダーロッキング形 ※ステンレス(SUS304) ・ オーバーラッピング形 ・ 溶融亜鉛めっき鋼板			
	13	マスチック塗料塗り		17	電源 ※単相 100V (過電流保護装置付) 工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次配線は本工事に含む。 ※障害物感知装置(自動閉鎖型)			
	14	ロックワール吹付け		18	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△1-1			
	15	福島県建築関係工事特記仕様書		19	建築士事務所名 設計者氏名 印	工事名称 図面名称 建築工事特記仕様書(5)		
	20	設計年:令和〇〇年〇〇月		21	図面番号			

建 具 工 事	14	オーバーヘッドドア	(16.13.2~3)	16 塗装工事	1 材料	屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 次の箇所を除き防火材料とする。 (箇所: )	17 内装工事	8 フローリング張り	単層フローリング (19.5.2)
	15	ガラス	(16.14.2)		2 素地ごしらえ	(18.2.2~7)		9	接着剤
		・合わせガラス 品種	構成種類 による区分			下地面等 木部 鉄鋼面 亜鉛めっき鋼面(注) モルタル面及びブリスター面 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面 せっこうボード面及び 目地:織目処理工法 目地:織目処理工法 以外		10	接着剤
		・プロート合わせ ガラス	・プロート板合わせガラス ・熱線吸収、プロート板合わせガラス			種別 ※ A種・B種 ※ B種・A種 ※ C種・A種・B種 ・ A種・B種 ※ B種・A種 ※ B種・A種 ※ A種・B種 ※ B種・A種		11	接着剤
		・網入磨き合わせ ガラス	・網入磨き、プロート板合わせガラス ・網入磨き、熱線吸収板合わせガラス					12	接着剤
			注)曲面合わせガラスの性能はI類					13	接着剤
		・強化ガラス 材料板ガラスによる種類	種類 による区分			注)亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別 種別 A種 B種 C種		14	接着剤
		・プロートガラス	・プロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス			施工部位及び塗料種別 鋼製の建具の場合又は2溶形ボリュレタンエナメル塗 若しくは骨道乾燥形ふつ素樹脂エナメル塗の場合 A種、C種以外 下塗りに変成エポキシ樹脂塗料を塗装する場合		15	接着剤
		・型板ガラス	・型板強化ガラス					16	接着剤
			注)曲面強化ガラスの性能はI類					17	接着剤
		・熱線吸収ガラス 品種	性能 色調			(18.3.2~3)		18	接着剤
		・熱線吸収プロートガラス	・1種 ・2種			下地面等 鐵鋼面 見え掛け部分 見え隠れ部分		19	接着剤
		・熱線吸収網入磨き板ガラス	・( ) ・2種			施工部位及び塗料種別 A種 B種 C種		20	接着剤
		・複層ガラス 品種	断熱性 日射熱遮へい性					21	接着剤
		・断熱複層ガラス	・1種 U1 ・2種 U2 ・3種 U-3-1 ・U-3-2					22	接着剤
		・日射熱遮へい複層ガラス	・4種 E4 ・5種 E5					23	接着剤
		・熱線反射ガラス 品種	色調 断熱性 耐久性 反射皮膜 映像調整			(18.4.1~18.13.2)		24	接着剤
		・熱線反射ガラス	・( ) ※ 1種 A種 ・2種 ・B種			塗装 ・合成樹脂調合 ペイント塗り (SOP)		25	接着剤
		・高性能 熱線反射ガラス	・3種 B種			・木部屋外 木部屋内 鉄鋼面 亜鉛めっき鋼面		26	接着剤
		・倍強度ガラス 材料板ガラスによる種類の名称	色調			塗料の種類 ※ A種・B種 ※ B種・A種 ※ B種・C種 ・A種・C種 ※ C種		27	接着剤
		・プロート倍強度ガラス	一					28	接着剤
		・熱線吸収倍強度ガラス	・( )					29	接着剤
		ガラスの留め材及び寸の大きさ 建具の種類	ガラス留め材 ガラス寸の大きさ(mm)					30	接着剤
		アルミニウム製	* シーリング材 ・ガスケット ・グレーベンディングチャンネル形					31	接着剤
		鋼製及び銅製軽量 ステンレス製	* シーリング材 ** シーリング材					32	接着剤
		ガラスプロック積み JIS A 5212によるもの又は評価名簿によるもの	寸法 表面形状			(16.14.5)		33	接着剤
			厚さ 色調					34	接着剤
			寸法 色調					35	接着剤
			寸法 色調					36	接着剤
	16	ガラス用フィルム	・( )					37	接着剤
カ ー テ ン ウ オ ー ル 工 事	1	取付方法、性能等	・図示による					38	接着剤
	2	メタルカーテンウォール	カーテンウォールの材料 (17.2.2)			ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。		39	接着剤
	3	PCカーテンウォール	カーテンウォールの材料 (17.3.2~5)			(19.2.2)		40	接着剤

福島県建築関係工事特記仕様書	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△1-1	建築士事務所名	工事名称
設計年:令和〇〇年〇〇月	設計者氏名	印	図面名称
			建築工事特記仕様書(6)
			図面番号

内装工事	11 壁紙張り	(19.8.2)				ユニット及びその他工事	13 カーテン	(20.2.14)(表20.2.1)				20 鋼装工事	3 アスファルト舗装	加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4)						
		施工箇所	壁紙の種類	防火種別	商品名(種度)			形式	開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別			一般地域	・密粒度アスファルト混合物(13)	・寒冷地・密粒度アスファルト混合物(13F)	・細粒度アスファルト混合物(13)			
			・不燃	・準不燃				・シングル	・片引き	・手引き	・フラン丝ひだ			シールコートの施工	行う	行わない	(22.4.5)			
			・不燃	・準不燃				・ダブル	・引分け	・ひも引き	・箱ひだ、つまひだ			試験	アスファルト混合物等の抽出試験	行う	行わない	(22.4.6)		
			・不燃	・準不燃						・電動	・ブレーンひだ、片ひだ									
		商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。												早強セメント	※ 使用しない	・ 使用する	(22.5.3)			
		素地ごしらえの種別 (19.8.3)												溶接金網	※ 使用しない	・ 使用する	(22.5.6)			
		モルタル及びブリスター面	・A種	※B種										コンクリート板の試験	行う	行わない				
		せっこうボード面	・A種	※B種																
		コンクリート及びALC面	・A種	※B種																
		・断熱材打込み工法 (19.9.2)																		
		種類		厚さ(mm)																
		・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材																		
		※押出法ポリスチレンフォーム保温材(スキンなし)		※2種b																
			・A種	硬質ウレタンフォーム保温材																
			・フェノール保温材(3種2号を除く)																	
		・断熱材現場発泡工法 (19.9.3)																		
		種類		厚さ(mm)																
		※ A種1	・ 25	※ 図示による																
		※ B種1	・ 30																	
		(20.2.2)																		
		構法		・パネル構法	・構造法															
		寸法(mm)		※ 450角以上600角以下																
		高さ(mm)		・ 100	・ 110	床板から仕上材天端までの寸法)														
		耐震性能		・ 1.0G	・ 0.6G															
		所定荷重(kN)		・ 3000	・ 5000															
		表面仕上げ材		・ダイルカーペット	・ 落電防止床タイル															
		床パネルの材質		・アルミ合金ダイカスト製、スチール製又は複合材等																
		構造材の材質		・アルミニウム製	・ 鋼製(仕上げ: )															
		配線取り出し		・ フリークセスプロア全体面積に対する設置割合																
		・ 20~30%																		
		配線取り出し		・ パネル1枚につき、40mm×80mm程度の開口1箇所以上																
		開口		・ 圖示による																
		空調用吹き出し		・なし																
		(吸い込み)ハネル		・あり(形式、施工箇所: 図示による)																
		ローリングドア性能		※ 通用しない	・ 通用する(適用室: )															
		(20.2.3)																		
		構成形式		構成基材の種類	総厚さ(mm)	遮音性(dB)														
		スタッド式(内蔵)		・木質系	・パネル	・ 30以上	・ 0													
		・スタッド式(露出)		・スチール	・スチール系	・ ( )	・ 12													
		・パネル式		・パネル	・ガラス系	・ ( )	・ 20													
		・スタッドパネル式		・アルミニウム	・合金系	・ ( )	・ 28													
		(20.2.4)																		
		表面仕上げ材																		
		材質		厚さ(mm)	パネル表面仕上げ															
		・鋼板		・ 0.6	・メラミン樹脂焼付															
		・ ( )		・ 0.8	又はアクリル樹脂焼付															
		バネル内に取り付ける道具		・あり(図示による)																
		・なし																		
		(20.2.5)																		
		表面材の種類		脚部形状	ドアエッジ															
		※メラミン樹脂化粧板		※幅木タイプ	・標準	・アルミニウム製														
		・ポリエチル樹脂化粧板		・R	・ステンレス製	表面材と同等														

22 その他	1 採水性有機化合物の室内濃度の測定 1)対象採水性有機化合物(VOC) 2)測定室 3)測定方法 2 県産材・地域材の活用 1)木工事 2)木造工事 3)石工事 4)その他 ( )工事	下記の室の採水性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。 ・ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド ・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン ・( ) ※簡易測定法による。 VOCの種別 测定方法 ※ホルムアルデヒド・検知紙法・検知管法・電位電解法・吸光光度法・バッック型採取 ※トルエン・キシレン・スチレン※・エチルベンゼン・バッック型採取 ・厚生労働省の標準的測定方法による。 VOCの種別 採取方法 測定方法 ・ホルムアルデヒド・DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出・高速液体クロマトグラフ法 ・アセトアルデヒド・固相吸着/溶媒抽出法 ・トルエン・キシレン・固相吸着/溶媒抽出法 ・パラジクロロベンゼン・加熱脱着法 ・スチレン・容器採取法 ・エチルベンゼン・( ) 県産材を使用部位及び樹種については下記による。(代用樹種は使用できない) 使用部位( ) 樹種( ) 地域材を使用する部位及び樹種については下記による。 使用部位( ) 樹種( ) 県産材を使用部位及び樹種については下記による。(代用樹種は使用できない) 使用部位( ) 樹種( ) 地域材を使用する部位及び樹種については下記による。 使用部位( ) 樹種( ) 県産材を使用部位及び石材については下記による。(代用石材は使用できない) 使用部位( ) 石材( ) 地域材を使用する部位及び石材については下記による。 使用部位( ) 石材( ) 県産材を使用部位及び材については下記による。(代用材は使用できない) 使用部位( ) 材( ) 地域材を使用する部位及び材については下記による。 使用部位( ) 材( )				
		24 施工条件	1 工程関係 2 施工時期 施工時間 施工方法 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 3 他機関との協議 協議が必要な機関名( ) 協議完了見込み時期( ) 4 工事用地 ・下記以外は図示等による。 (1)工事車両の駐車場(※構内・( )) (2)資材置き場(※構内・( )) (3)建設発生土(埋め戻し、盛り土用)の仮置場所(※構内・( )) 5 公害対策 ・仮設ヤード※無し・有り(※図示による・( )) ※施工方法の制限無し ・施工方法の制限有り ・騒音・振動・水質・粉じん・排出ガス・その他( ) ・施工方法等 ・指定工法名( )・別途協議による・図示による ・事業損失防止に関する調査 ・騒音測定・振動測定・水質調査・近隣家屋の事前・事後調査・地盤沈下測定 ・その他( ) ・調査箇所 ・図示による・別途協議 ・調査時期 ・図示による・( ) 6 安全対策 ・近接公共施設等に対する制限 ・近接公共施設名等(・鉄道・電気・ガス・水道・電話・その他( )) ・制限を受ける工程( ) 7 その他 ※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	24 施工条件	別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には、○に変え、※を、に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を、に変えること。」 別表-1 設備工事との工事区分表	
23 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 ・當総費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・備上費 ・労務管理費:募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計類(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その合計または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(當総費)・設計書に積上げ計上された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合 % (3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行なう場合がある。 (7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について誤義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△1-1 設計年:令和〇〇年〇〇月	建築士事務所名 設計者氏名 印	工事名称 図面名称 建築工事特記仕様書(8) 図面番号		
22 その他	1 採水性有機化合物の室内濃度の測定 1)対象採水性有機化合物(VOC) 2)測定室 3)測定方法 2 県産材・地域材の活用 1)木工事 2)木造工事 3)石工事 4)その他 ( )工事	下記の室の採水性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。 ・ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド ・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン ・( ) ※簡易測定法による。 VOCの種別 测定方法 ※ホルムアルデヒド・検知紙法・検知管法・電位電解法・吸光光度法・バッック型採取 ※トルエン・キシレン・スチレン※・エチルベンゼン・バッック型採取 ・厚生労働省の標準的測定方法による。 VOCの種別 採取方法 測定方法 ・ホルムアルデヒド・DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出・高速液体クロマトグラフ法 ・アセトアルデヒド・固相吸着/溶媒抽出法 ・トルエン・キシレン・固相吸着/溶媒抽出法 ・パラジクロロベンゼン・加熱脱着法 ・スチレン・容器採取法 ・エチルベンゼン・( ) 県産材を使用部位及び樹種については下記による。(代用樹種は使用できない) 使用部位( ) 樹種( ) 地域材を使用する部位及び樹種については下記による。 使用部位( ) 樹種( ) 県産材を使用部位及び樹種については下記による。(代用樹種は使用できない) 使用部位( ) 樹種( ) 地域材を使用する部位及び樹種については下記による。 使用部位( ) 樹種( ) 県産材を使用部位及び石材については下記による。(代用石材は使用できない) 使用部位( ) 石材( ) 地域材を使用する部位及び石材については下記による。 使用部位( ) 石材( ) 県産材を使用部位及び材については下記による。(代用材は使用できない) 使用部位( ) 材( ) 地域材を使用する部位及び材については下記による。 使用部位( ) 材( )	24 施工条件	1 工程関係 2 施工時期 施工時間 施工方法 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 3 他機関との協議 協議が必要な機関名( ) 協議完了見込み時期( ) 4 工事用地 ・下記以外は図示等による。 (1)工事車両の駐車場(※構内・( )) (2)資材置き場(※構内・( )) (3)建設発生土(埋め戻し、盛り土用)の仮置場所(※構内・( )) 5 公害対策 ・仮設ヤード※無し・有り(※図示による・( )) ※施工方法の制限無し ・施工方法の制限有り ・騒音・振動・水質・粉じん・排出ガス・その他( ) ・施工方法等 ・指定工法名( )・別途協議による・図示による ・事業損失防止に関する調査 ・騒音測定・振動測定・水質調査・近隣家屋の事前・事後調査・地盤沈下測定 ・その他( ) ・調査箇所 ・図示による・別途協議 ・調査時期 ・図示による・( ) 6 安全対策 ・近接公共施設等に対する制限 ・近接公共施設名等(・鉄道・電気・ガス・水道・電話・その他( )) ・制限を受ける工程( ) 7 その他 ※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	24 施工条件	別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には、○に変え、※を、に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を、に変えること。」 別表-1 設備工事との工事区分表
23 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 ・當総費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・備上費 ・労務管理費:募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計類(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その合計または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(當総費)・設計書に積上げ計上された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合 % (3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行なう場合がある。 (7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について誤義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△1-1 設計年:令和〇〇年〇〇月	建築士事務所名 設計者氏名 印	工事名称 図面名称 建築工事特記仕様書(8) 図面番号		

25	1 内容	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p><b>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 洋式便座</li> <li>(2) 水洗機能(簡易水洗、屎尿処理装置付き含む)</li> <li>(3) 良い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し良い対策を取ること)</li> <li>(4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)</li> <li>(5) 照明設備(電源がなくても良いもの)</li> <li>(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き設備機能(耐荷重5kg以上)</li> </ul> <p><b>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</li> <li>(8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)</li> <li>(9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)</li> <li>(10) 鏡付きの洗面台</li> <li>(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</li> </ul> <p><b>【推奨する仕様、付属品(任意)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m<sup>2</sup>以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)</li> <li>(13) 電音装置(機能を含む)</li> <li>(14) 着替え台</li> <li>(15) 吊気対策機能の多重化</li> <li>(16) 感などの室内温度の調整が可能な設備</li> <li>(17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)</li> </ul> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせて提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	<p><b>27</b> • 1 準備期間確保工事</p> <p><b>準備期間確保工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2 フレックス工事</li> <li>• 3 着工届の提出</li> <li>• 4 コリンズの登録</li> <li>• 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係</li> <li>• 6 その他</li> </ul> <p><b>準備期間確保工事における事務処理要領</b> この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(○○日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p><b>フレックス工事試行要領</b> この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。</p> <p>・ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)</p> <p>・ 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p>		
	2 設置に要する費用	<p>28 • 1 再生資源利用計画書</p> <p><b>再生資源利用(促進)計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2 再生資源利用促進計画書</li> </ul> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に呈しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に呈しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>			
26	1 内容	※ 本工事は、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を単価に反映させるため、市場単価及び補正市場単価の補正をする。			
	2 基準	※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について			
福島県建築関係工事特記仕様書		福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市×町△△△1-1	建築士事務所名	工事名称	
設計年:令和〇〇年〇〇月		設計者氏名	印	図面名称	建築工事特記仕様書(9)
					図面番号